（様式第１）　　　　　　　　　疑義照会（回答）票

照 会 日	平成２２年７月２２日
照会部署名	茨城事務センター　管理・厚年適用Ｇ
照会担当者	（グループ長）大塚　正之
連　絡　先	[redacted]
メールアドレス	[redacted]

業務実施部署の長の確認	瀬谷

（受付番号）

ﾌﾞﾛｯｸ本部受付番号　No. 2010—022	本部受付番号　No. 2010—821

※　受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

（案件）

２つ以上の固定的賃金の変動があった場合の月額変更届の取扱いについて

（内容）

上記案件については、受付番号№.－２０１０－３４６で回答がでておりますが、以下のとおり、２つ以上の固定的な支給項目に変動があったが、新たな変動要因となる固定的賃金の合計額が前月と変化がない場合の取り扱いについてご教示願います。

【例】基本給：3000 円減　家族手当：3000 円増　固定的賃金の合計：変化なし

① 非固定的賃金（残業等）を含めた３ヶ月間の平均額が従前の等級と２等級以上変動があった場合、増額改定、減額改定を問わず改定を行う。
② 固定的賃金の合計額に変化がないため随時改定とならない。

（ブロック本部回答）

受付番号No.－２０１０－３４６にて、『新たな変動要因となる固定的賃金の合計額が増額であるか減額であるかにより、増額改定なのか減額改定なのかを判断すること』となっていることから、今回の事例については、②として取扱うと思料いたします。

回答日　平成２２年８月３日

回答部署名　北関東・信越ブロック本部適用・徴収支援部 厚生年金適用支援グループ

回答作成者　ﾏﾆｭｱﾙｲﾝｽﾄﾗｸﾀｰ（厚生年金適用支援グループ長）吉沢　契佐紀

連絡先　[redacted]

メールアドレス　[redacted]

（本部回答）

２つ以上の賃金変動要因が重なった結果として、プラスとマイナスが相殺され、固定的賃金の変動前後の報酬に差異が生じないものであれば、それは報酬月額に高低が生じたとはいい得ないものである。 したがって、ご照会の事例については、ブロック本部の見解のとおり、②として取扱うこととなる。

回　答　日　平成２２年８月３０日

回答部署名　厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者　（一般）村上　泰史

連　絡　先　[redacted]

メールアドレス　[redacted]

主管担当部署の長の確認 （軽微なものについてはグループ長）	山上